論文審査の要旨及び担当者

論文題名

ジョン・ロックの権利論 一生存権とその射程一

論文審査の要旨

渡邊裕一氏の博士論文は、ジョン・ロックの政治哲学の基礎をなす権利論を、生存 権という特定の視点から眺め、その特質を考察したものである。この「生存権」は、 日本国憲法第25条が定めるような国民の権利ではなく、ロックが『統治二論』で提示 した権利、すなわち、万人が国境を越えて有する自然権としての生存権である。渡邊 氏(以下、「筆者」と呼ぶ)は、本論文の「はじめに」において、この生存権に着目し てロック権利論を考察する理由を述べ、第1章で、それがいかなる権利であるかを詳 しく説明する。そのうえで、第2章から第4章にかけて、その生存権の観点からロッ ク権利論の体系を眺め、その観点から見た場合にロック権利論がいかなる特質をもっ たものとして立ち現れるかを示す。こうして描き出されるロック権利論は、現代アメ リカのリバタリアン(自由至上主義者)であるロバート・ノージックがロックに依拠 して展開した権利論、すなわち財産所有権と、市場における自由な交換と、契約の履 行を重視し、夜警国家を正当化するのに使われる権利論とはずいぶん異なる相貌を呈 する。それはむしろ、福祉国家型リベラリズムが要請するような権利論であり、成人 が自分の身体や財産に対してもつ権利のみならず、子供の権利や困窮者の権利をも視 野に入れた権利論である。筆者は、ロックが生存権から出発し、いかにしてこのよう な福祉指向型の権利論を構築したかを丹念に解明する。これを解明することが、本論 文の主要課題である。ただし筆者は、第5章で、ロックの権利論が生存権の尊重とい う観点を十分に活かしきれていないと批判し、ロックの権利論をより魅力的な理論へ と修正するための提案をする。かくして本論文は、ロックの生存権概念を明らかにし、 彼の権利論を生存権の観点から解明し、さらに生存権の尊重という立場からその権利 論を批判的に評価する試みである。

それでは、本論文の内容をより詳しく見ることにしたい。「はじめに」によれば、ロックは各人の「所有権」(property)、すなわち、各人が自らの身体と財産に対してもつ(17世紀的意味での、広義の)所有権を重視していたにもかかわらず、その所有権が人間のもつさまざまな権利の「基礎」であるとは決して述べていない。それどころか、財産所有権を正当化する際には、ロックは基底的な「生存権」に訴えてすらいる。

しかもロックがさまざまな権利を導出し、擁護する際に拠り所とするのは、全人類の保全を命じる第一自然法であり、各人の生存権はまさにこの第一自然法と密接に結びついている。ここから筆者は、ロック権利論において、生存権が他の権利を支える基底的役割を担っているものと考え、従来の研究成果(マクファーソン、ノージック、ウォルドロン、シモンズ、スリーニヴァサン、下川による先行研究)を概観して、それらが生存権の基底的役割を十分に考察してはいないことを指摘する。

第1章「生存権の理論」では、ロックの生存権がいかなる権利であるかが説明され、その権利の根拠が論じられる。ロックは『統治二論』で、「自分たちの生存(subsistence)のために配慮し備える権利」、「生存し生活の便宜を享受するために人間が持っている権利」、「自己保存(self-preservation)の権利」、「自分自身の保全への権利」について語っている。筆者はこれらの記述を分析し、かつ総合したうえで、ロックの生存権が、生存し生活の便宜を享受する権利であり、同時に、他人から危害を受けない権利でもあると主張する。この生存権の根拠は、神が「自己保存の欲求」を人間に植え付けたことに求められるが、人間の理性がいかなる推論を行うときにその根拠が人間に示されるかをも筆者は考察する。第1章末尾では、生存権がどのような仕方で他の権利を支えているかが概略的に示され、ロック権利論の見取り図が提示される。

第2章「生存権と所有権」で取り上げられるのは、ロックの権利論の中で最大のウェイトを占め、18世紀以来、今日に至るまで論争の的となり続けてきているロックの労働所有権論である。筆者は、財産所有権は各人の労働にもとづくという主張をロックが擁護するにあたり、どのような仕方で、またどの程度まで、生存権に訴えかけているかを入念に考察する。ロックは一方で生存権から派生する権利として下級被造物利用権を考え、その権利から、必然的かつ連続的に食糧所有権が発生すると主張する。他方でロックは、生存権とは別の論拠(各人が自分の身体に所有権をもつ、という「人身所有権」の論拠や、神が労働する義務を定めたという論拠)を持ち込むことによって、労働による財産所有権の獲得を正当化するが、土地の私有化が進展し、貨幣経済が発展した段階に言及する際には、生産性の向上とトリクルダウン効果が生じるために財産所有権獲得の正当化には何の問題もないという楽観論を展開してすらいる。財産所有権の正当化は、こうしてある程度まで生存権という基盤から離れるが、それでもロックは、一貫して、私有地の拡大が繁栄をもたらし、生存権を十分に実現し保障することを強調する。筆者は以上の点を確認し、ロックが重要な箇所で基底的な生存権に立ち返り、財産所有権を生存権実現の手段と見なしていたと論じる。

第3章「子供の生存権と相続権」では、ロックが、子供の生存権を実現する手段として「扶養される権利」を考えており、その権利にもとづいて子供の相続権を擁護したことが考察される。ロックは、万人が自然権としてもつ相続権の根拠を、神が人間に植え付けた「子孫繁栄の欲求」に求める。親は同時に自己保存の欲求をもっているため、これら二つの欲求のバランス如何によっては、子供の生存権が脅かされるかも

しれない。筆者によれば、それを防止するためにロックが持ち出すのが、「親によって 扶養される権利」である。この権利は、親によって生命を維持される権利だけでなく、 両親の経済的余裕の枠内での、生活の利便さへの権利も含んでいる。ロックはこの権 利にもとづいて、すべての子供の相続権を擁護し長子相続制を批判する。他方で彼は、 親の遺贈の意志の推定を根拠として、成人の財産相続権をも正当化するが、こちらの 議論は、先の議論とは違って、生存権にもとづくものではない。

第4章「困窮者の権利と『慈愛の権利』」では、労働によって自活できずに困窮している人々の生存権が、いかにして実現され保障されるかが論じられる。ロックによれば、困窮者の生存権は、まず第一に、富裕な人々が慈愛の義務を実践することによって実現される。困窮者は、自分の生命が脅かされる緊急事態においては、富裕な人々の余剰財産の一部への「権利」を有する、とロックは言う。施しを受ける権利のことであるが、筆者はこれを「慈愛の権利」と呼ぶ。慈愛の義務が、強制不可能な、自発性に任された不完全義務であるのに対応して、この権利も強制不可能な不完全な権利である。

ところが筆者は、ここからさらに分析を進め、政治社会においては、困窮者の救済 が完全な義務として扱われ、また困窮者の権利が強制的に保護される完全な権利へと 転化すると指摘する。1695 年のロックの論考'Venditio'(販売) においては、穀物 商人が飢饉に襲われた町の人々に、高い価格で穀物を売りつけようとして、売れ残っ た穀物を持ち帰り、その結果、町の人を餓死させてしまった場合には、その穀物商人 は、殺人の罪を犯したと非難される。また、1697年のロックの救貧法改革案では、行 政機関としての教区が、困窮者を救済することを怠って餓死させてしまった場合、そ の教区の責任者には罰金が課される。これらの論考の考察によって、筆者は、餓死防 止が政治社会において完全義務とされ、困窮者の生存権が完全な権利として扱われる と主張する。さらに筆者は、「自分自身をまかなうことが最も困難な人々は、法によっ て最大限配慮されるべきである」というロックの言葉を『利子貨幣論』から引用し、 この原則が慈愛の一般化から生じるものと考える。統治者が一般化された慈愛を顧み て実定法を制定すれば、困窮者の生存権を完全権として保障する道が開かれることを ロックが示唆したというのである。以上の困窮者の権利についての考察は、アクィナ ス、グロティウス、プーフェンドルフらによる困窮者の権利の考察との比較を通じて、 思想史的側面から補強される。

第5章「生存権の再検討」では、万人の生存権を平等に保障するという観点からロックの権利論の不十分さが指摘され、若干の修正が提案される。ロック労働所有権論に関しては、そこに登場する下級被造物利用権からの議論が、必ずしも包括的な食糧所有権を正当化するものではなく、単に食糧に関わる個別的な諸権利を正当化するだけだと筆者は指摘する。子供の相続権に関しては、親の財産の大小によって子供の扶養される権利が左右され、結局、子供の生存権が平等に扱われないことが批判される。

慈愛の権利については、それが困窮者の生存権保障として不確実かつ不平等であることが、またロックの具体的な救貧法改革案については、困窮者の労働能力や意欲による選別を含んでおり、生存権が平等に尊重されないことが指摘される。

筆者が行う修正の提案は、いずれも、各人の境遇にかかわらず、すべての人の生存権を平等に保障すべしという理念とつながっている。第一に、生存権の中に含まれていた「生活の便宜を享受する権利」を「生活必需品への権利」へと転換し、自由な経済活動やその成果に依存しない形で、生存に必要な財が直接提供されるべきことが提案される。同様に、子供の生存権や扶養される権利も、親の財産や境遇に依存することなく、直接的に保障されるように改善されるべきだと筆者は考える。第二に、生存権を確実に保障する方法として、実定法を制定し、相続税を通じて、財産の再分配を推進することが提案される。筆者によれば、財産の再配分は、先に見た一般的な慈愛を顧みて法が与えるべき配慮によって正当化され、政治社会についてのロックの基本見解とも矛盾しない。

第5章末尾には補論がついており、日本国憲法第25条が定めた生存権の思想的背景が論じられ、その提唱者である森戸辰男に影響を与えたアントン・メンガーの労働全収益権論と生存権思想がとりあげられ、それがロックの労働所有権論と生存権思想と比較されながら考察される。

最後に、本論文の評価について述べておく。第一に、本論文は「生存権」に焦点をあわせることによって、ロック権利論の研究に新しい分析視角を導入したものである。過去 50 数年の間に、ロック権利論の研究は飛躍的に発展したが、その研究の大部分はロックの所有権概念とその役割に焦点をあわせたものであった。生存権についてはわずかの研究成果しかなく、生存権の観点からロック権利論の特質を詳しく考察し、これを評価した研究は、皆無に等しい。それゆえ、本論文のアプローチは独自性をもつものとして高く評価されてよい。その成果として、本論文は、子供の権利や困窮者の権利に関するロックの見解を解明することに成功し、ロックの権利論が、(不十分ながらも)福祉を重視する諸要素をもっていることを明示している。ロック権利論のこの福祉指向的性格は、労働所有権論や現代リバタリアニズムへの関心にもとづいて行われてきた多くの研究が見落としてきたものである。

第二に、本論文は、『統治二論』の第一論文が、通常考えられているように、単にロバート・フィルマーの王権神授説と家父長権論を批判したものではなく、生存権ならびに子供と困窮者の権利についての重要な考察を含んでいることを明らかにしている。第三に、本論文は、ロックの権利論に一定の修正を加えることによって、ロックの自由主義政治哲学を、子供の権利や困窮者の権利を平等に尊重する福祉国家型リベラリズムへと転換させることができることを示している。言い換えれば、ロックの政治哲学は、現代リバタリアニズムと親近性をもつだけでなく、現代の福祉国家型リベラリズムとも結びつきうる理論であることが示されたわけである。

もちろん、本論文にはいくつかの課題も残っている。第一に、生存権概念の分析は改善されるべき点を残しており、とりわけ万人の生存権と、各人が自分の身体にもつ「人身所有権」との違いを明確化する必要がある。第二に、ロックの労働所有権論に見られる所有権と生存権の連続性のみならず、両者の間の対抗関係をも入念に描き出すことが必要だろう。土地囲い込みを支持するロックの議論が、近隣の土地を使用している人々の生存権をどれほど尊重したものであるのかが慎重に検討されねばならない。第三に、困窮者の「慈愛の権利」を完全な権利に転化し、実定法によってそれを保護する戦略をとるにしても、その戦略がどのような原理にもとづいているのか、また、それがロックの提唱する政治社会の目的――成員の「生命・自由・財産」の保全――とどう関係するのかを解明してほしい。慈愛の一般化に訴えるだけでなく、財産の保全や公共善というロックの重要な概念との関係を入念に検討することが望まれる。しかし、これらの課題は、本論文が抱える欠陥というよりも、むしろ今後の課題として審査員が筆者に取り組んでほしいと望む事柄である。渡邊氏は、口述試験においてこれらの課題にも触れ、誠実な応答を示してくれた。審査員としては、氏が今後のさらなる研鑽によって、これらの課題にも対応してくれることを期待している。

以上述べた理由によって、渡邊裕一氏が提出した学位請求論文について、試験担当 者三名は、本論文が、博士(哲学)の学位にふさわしい業績であると、全員一致して 判断した。

> 論文審査主査 下 川 潔 教授 酒 井 潔 教授 一ノ瀬 正樹 特別非常勤講師 (東京大学大学院人文社会系研究科教授)